

極低温液化センター実験室使用規定

第1条 極低温液化センター実験室（以下「本実験室」という。）は、極低温液化センター運営委員会の管理下にある学内共同利用実験室である。

第2条 本実験室は4. 2K以下（いわゆるヘリウム温度以下）の温度領域における実験を中心とする研究のために使用される。

第3条 実験室使用希望者は研究計画を所定の用紙に記入の上、運営委員会宛てに提出し、その承認を受けて使用する。

2、申込みは使用予定の1ヵ月前までとする。

3、使用期間は1カ年をもって単位とする。

4、研究が終了した場合は使用したスペースを直ちに運営委員会に明けわたす。

5、研究計画を提出した研究者はその計画を審議する運営委員会の討議に参加し得る。

第4条 共同利用実験室には次の装置を置き、オペレーターの承認を得て使用する。

i) ヘリウムリークディテクター

附 則

この規定は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 この規定は、昭和62年4月1日から施行する。